

秋田市消防庁舎他 8 施設建築設備定期点検業務委託仕様書

1 委 託 名 秋田市消防庁舎他 8 施設建築設備定期点検業務委託

2 履行場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号他

3 業務対象建物概要

資料－ 1 参照

4 目的

この仕様書は秋田市が所有する既存施設の建築設備について常時適法な状態に維持するため、定期点検を行うものである。

5 業務内容

建築基準法第 1 2 条第 2 項および第 4 項（昇降機以外の建築設備および防火設備）に基づく定期点検を行い、報告書を作成する。

(1) 定期点検結果報告書は、建物の概要、調査の概要および検査者全てを記入すること。

(2) 点検は、定期点検表点検項目により、安全、防災に重点をおいて行うこと。

(3) 点検の実施（測定・計測を含む）にあたり、施設管理者と協議し、業務・安全に十分配慮しながら行うこと。

(4) 諸法律に基づく点検記録があるものは、点検内容が適合することを確認のうえ点検を省略することができる。

(5) 要是正等については、関係写真を添付すること。

(6) 定期点検結果図は、定期点検の結果に基づき、特に措置を要しない場合を除き、その位置と内容を図面に要領よく記載する。

* 報告書等に添付する図面については、各施設毎に C A D (Jw_win) で作成すること。
なお、一部施設においては、発注者で提供するので、資料－ 1 を参照すること。

(7) 点検の資格者

点検業務を行うにあたり必要となる資格者等を以下に示す。

ア 一級建築士又は二級建築士

イ 特定建築物調査員

(ア) 特定建築物調査員（建築物のみ）

(イ) 建築設備検査員（建築設備のみ）

(ウ) 防火設備検査員（防火設備のみ）

(8) 適用基準

ア 特殊建築物等定期調査業務基準

（（財）日本建築防災協会）

イ 建築設備定期検査業務基準書 最新版

((財)日本建築設備・昇降機センター)

ウ 建築物点検マニュアル・同解説

((財)建築保全センター)

(9) 成果品

報告書は2部とし、A4サイズファイルとする。

ア 定期点検報告書（検査表、結果図(Jw_win)等含む）

イ 現地点検記録

ウ 打ち合わせ記録等

エ 他発注者が必要と認める資料

*電子データについては、CD-R又はDVD-R記録メディアで、ウイルスチェックを実施の上、1部提出すること。

(10) その他

建築基準法、消防法およびその他の関係法令等を守り、業務を行うこと。

6 提出書類

受託者は、本業務の着手、完了に当たり次の書類を提出しなければならない。

(1) 管理技術者および照査技術者届（経歴書を添付すること）

(2) 業務実施計画書

(3) 業務工程表

(4) 業務完了届

(5) 納品書

7 貸与資料

発注者は、本業務の実施にあたり必要な図書およびその他関連資料を受託者に貸与するものとする。

また、受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに返却するものとする。

なお、貸与された資料については、その重要性を勘案し、第三者に貸与等をさせてはならず、取扱および保管に十分注意するものとする。

8 関係部署へのヒアリング等

関係部署へのヒアリング等が必要な場合は、事前に発注者に申し出ること。

9 報告、協議

本業務の遂行にあたっては、随時発注者に報告しながら進めること。また、疑義や問題点については、その都度発注者と協議し、効率的かつ迅速な対応に努めること。

10 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許諾なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

11 成果の補修、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により、補足および修正を行うこととし、その費用については受託者の負担とする。

12 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容および結果を、第三者に漏らしてはならない。

13 個人情報の取り扱い

本業務の遂行にあたっては、個人情報の取り扱いについて十分注意すること。

14 注意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には発注者と受託者が協議の上これを定め、業務を円滑に実施することとする。
- (2) 本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ点検職員に再委託業者選定報告書を提出し、市の承諾を得ること。なお、承諾を得て再委託した場合は、再委託契約書の写しを後日提出すること。

業務対象施設

令和7年7月29日現在

署所別	所在地	庁舎		敷地面積 (㎡)	建築 年月日	備考 (全ての施設について、CAD図面は発注者が提供する)	
		構造	延面積 (㎡)				
消防庁舎 秋田消防署	本部	山王一丁目 1番1号	鉄筋コンクリート 5階建・地下1階	4,441.89	22,623.52	S60.12.25	非常用照明装置 防火設備(連動制御)防火戸×1、防火シャッター×9
	新分 屋署	新屋比内町 6番63号	鉄筋コンクリート 2階建	744.38	1,573.76	S59.12.5	換気設備、非常用照明装置
土崎 消防署	本署	土崎港西四丁目 2番10号	鉄筋コンクリート 2階建+PH階	2,982.83	5,001.09	H25.5.1	換気設備、非常用照明装置 防火設備(連動制御)防火戸×2、防火シャッター×2
	飯島 出張所	飯島字前田表 380番地3	鉄筋コンクリート 2階建	855.00	1,980.53	H8.3.22	換気設備
	外旭川 出張所	外旭川字八幡田 129番地1	鉄筋コンクリート 2階建	922.17	2,934.70	H11.6.18	換気設備、非常用照明装置
城東 消防署	本署	東通六丁目 16番16号	鉄筋コンクリート 3階建	1,258.33	1,654.73	S55.3.20	換気設備、非常用照明装置 防火設備(連動制御)防火戸×6
秋田南 消防署	本署	御野場二丁目 15番5号	鉄筋コンクリート 3階建	1,356.69	3,056.07	H4.3.30	換気設備、非常用照明装置 防火設備(連動制御)防火戸×1、防火シャッター×3
	河分 署	河辺和田字北条ヶ崎 27番地1	鉄筋コンクリート 2階建	844.96	3,398.80	H27.6.3	換気設備
	雄分 署	雄和妙法字上大部 48番地1	鉄骨造 3階建	513.96	1,053.95	H28.4.22	換気設備、非常用照明装置